

6 長薬発第 1213 号
令和 7 年 2 月 4 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 藤森 和良
(公印省略)

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る
一部負担金等免除証明書の取扱いに関する周知について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

本連絡は、東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る一部負担金等免除証明書の取扱いに関するものです。

当該取扱いを周知するために、ポスターを窓口に掲示する等の協力依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知くださいますようお願いいたします。

なお、当該ポスターは、厚生労働省HP（下記）にアップされています。

○「国民健康保険の給付について」

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 >
医療保険 > 国民健康保険制度 > 国民健康保険の給付について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21736.html

一般社団法人 長野県薬剤師会
事務局 長 小池
医薬品情報室係長 小林／保険医療課長 桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
Tel0263-34-5511 FAX0263-34-0075

日 薬 業 発 第 411 号
令 和 7 年 2 月 4 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る
一部負担金等免除証明書の取扱いに関する周知について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局保険課ほかより、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る一部負担金等免除証明書の取扱いに関するものです。当該取扱いを周知するためにポスターを窓口に掲示する等の周知協力の依頼がありました。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該ポスターにつきましては、厚生労働省HP（以下のURL）にアップロードされておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○「国民健康保険の給付について」

厚生労働省ホームページ ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療
＞ 医療保険＞ 国民健康保険制度 ＞ 国民健康保険の給付について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21736.html

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 30 日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会

} 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る一部負担金等免除証明書
の取扱いに関する周知について（依頼）

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く
御礼申し上げます。

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置の対象となった方々（以下
「免除対象者」という。）が、実際に一部負担金の免除を受けるためには、保険医療
機関等の窓口で、有効期限の切れていない一部負担金等免除証明書（以下「免除証
明書」という。）を提示することが必要です。

こうした免除証明書の取扱いについて、免除対象者に御理解いただく必要がある
ことから、保険医療機関等への周知徹底を図り、被災被保険者等に対しての周知を
お願いしたいと考えていますので、貴団体においては、別添の事務連絡とともに、
必要に応じて厚生労働省のホームページ（[国民健康保険の給付について
\(nhlw.go.jp\)](http://www.nhlw.go.jp)）にアップロードしている別添のポスター（「医療機関等で受診される
東日本大震災の被災者の皆さまへ」）を活用していただくよう、保険医療機関等に対
して周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 30 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、各関係機関宛てに事務連絡を発出しておりますので、その内容について御了知いただくようよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 30 日

保険医療機関
保険薬局
訪問看護ステーション

} 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置に係る
一部負担金等免除証明書の取扱いに関するポスターについて

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除措置の対象となった方々（以下「免除対象者」という。）が、実際に一部負担金の免除を受けるためには、保険医療機関等の窓口で、有効期限の切れていない一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）を提示することが必要です。

こうした免除証明書の取扱いについては、免除対象者に御理解いただく必要があることから、当該取扱いを周知するためのポスター（「医療機関等で受診される東日本大震災の被災者の皆さまへ」）を厚生労働省のホームページ（[国民健康保険の給付について \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)）にアップロードいたしましたので、必要に応じて窓口に掲示する等、被災者に対しての周知に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

医療機関等で受診される 東日本大震災の被災者の皆さまへ



厚生労働省
令和7年1月

医療機関等における窓口負担の免除について

- ① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、**有効期限が切れていない免除証明書**を提示する必要があります。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、
有効期限をご確認ください。

- ② 現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、
ご加入の医療保険の保険者により、
引き続き窓口負担が免除されることがあります。

▶ 窓口負担が免除される場合、**有効期限が更新された新しい免除証明書**を、医療機関等の窓口でご提示ください。

(※) 窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により異なります。

なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、新しい免除証明書はご加入の医療保険の保険者から送付されますので、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。



窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・入院時の食費、居住費
- ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等